

表彰に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、本連盟への貢献が認められる団体または個人に対して表彰することを目的とし、必要な事項を定める。

(種類)

第2条 表彰の種類は、功労表彰及び特別表彰の2種類とする。

(表彰基準)

第3条 功労表彰は、次の各号のいずれかに該当するものについて行う。

- (1) 本連盟の目的に沿った活動により、顕著な業績を認められた団体または個人
- (2) 本連盟役員であって、功労顕著な者

2 特別表彰は、前項以外のもの特に顕著な成果又は貢献が認められた団体または個人に行う。

(表彰の決定)

第4条 規約第29条第10号に基づき、表彰者は理事会により決定する。

(表彰の内容)

第5条 表彰は、理事長により賞状を授与する。

(副賞)

第6条 副賞は、理事会の決定により授与することができる。

(その他)

第7条 この細則に定めない事項で表彰に関するその他の事項は、理事長がこれを定める。

(変更)

第8条 この細則は理事会の議決を経なければ変更できない。

附 則

1 この細則は、平成29年4月 1日より施行する。